

## 設計・工事監理等に係る業務報酬基準の改定について

建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施の推進のため、建築士法第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）が告示にて定められています。

近年、建築物の設計・工事監理等の業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていました。これを踏まえ、建築士事務所が業務量に応じた適正な報酬を得ることができるよう、業務報酬基準が改定され、平成 31 年 1 月 21 日に平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「新告示」という。）として新たに公布・施行されました（従前の平成 21 年国土交通省告示第 15 号は廃止）。

## ○ 改定の概要について

今般の改定は略算方法に関するものが中心であり、その内容は以下のとおりです。

## (1) 建築物の類型別用途表の見直し 【新告示第 4 第 1 項イ・別添 2】

直接人件費を算定する際に用いる建築物の類型別の用途等一覧表が見直され、共同住宅及び福祉・厚生施設について、第 1 類及び第 2 類の分類が廃止され、略算表の統合が行われた。

## (2) 略算表の対象の拡大 【新告示第 4 第 1 項イ・別添 3】

直接人件費を算定する際に用いる略算表の対象となる建築物の床面積の範囲が拡大され、併せて同表の数値が見直された。

## (3) 難易度係数の見直し 【新告示第 4 第 1 項イ・別添 3】

複雑な設計や工事監理等の業務が生じる特殊な構造の建築物等について、直接人件費等の略算の際に略算表の数値に乗じることとする係数が見直され、総合、構造、設備のそれぞれの分野において、難易度に合わせて割増することができる仕組みが設けられた。

## (4) 直接経費と間接経費の合計額の見直し 【新告示第 4 第 1 項ロ】

設計や工事監理等の業務に係る直接経費及び間接経費の合計額について、直接人件費の額に 1.1 倍を標準とする倍数を乗じて算定することができることとされた。（従前は 1.0 倍）

## (5) 複合建築物に係る算定方法 【新告示第 4 第 2 項】

異なる 2 以上の用途に供する建築物<sup>\*</sup>に係る直接人件費について、略算方法に準じた方法により業務量を算定することができる旨が告示に規定された。

※新告示別添 2 に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するもの

## (6) 標準業務に付随する標準外業務の整理 【新告示別添 4】

標準業務と標準業務に付随する追加的な業務の明確化のため、標準業務に付随する追加的な業務として次のような内容が告示にて例示された。

- ・建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務
- ・建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務
- ・建築物の立地、規模又は事業の特性により必要となる許認可等に関する業務
- ・評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務で所定のもの

詳細に関しては、国土交通省のウェブサイト等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上